業務指示書

マケドニア旧ユーゴスラビア共和国持続的な森林管理を通じた、生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)能力向上プロジェクト

第１　指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第２「業務の目的・内容に関する事項」、第３「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：２０１７年９月１３日　１２時　まで

問合せ先：調達部 契約第一課 槇田 容子 Makita.Yoko.2@jica.go.jp

質問に対する回答：　２０１７年９月１９日　までに機構ホームページ上に行います。

第２　業務の目的・内容に関する事項－－－－－別紙のとおり

第３　業務実施上の条件－－－－－－－－－－－－別紙のとおり

第４　競争上の条件

１　競争参加資格要件

（１）以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、　競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

１）破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

２）「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

３）「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

（２）JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

１）全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「 簡易審査 」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」＞「競争参加資格」（http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html）を参照のこと。

2）日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（○）日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

（ ）法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3）利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）以下の者については、競争への参加を認めません。

2　共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）認めません。

（ ）認めます。

（○）認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ）　者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1）資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。
注2）共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。
注3）共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3　補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の４分の３までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の２分の１までを目途とします。

なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

（各項目の（　）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（○）業務主任者（総括）については補強を認めません。

（　）業務主任者（総括）については補強を認めます。

注１）共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注２）複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注３）業務管理グループ（第５の３参照）では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置が認められません。

注４）評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注５）補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注６）通訳団員については、補強を認めます。

４　外国籍人材の活用

（各項目の（　）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（　）外国籍人材の活用を認めます。

（　）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ２分の１を超えない範囲において認めます。

（○）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ４分の１を超えない範囲において認めます。

注）外国籍人材とは以下に該当する人材とします。
・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第５　プロポーザルに記載されるべき事項

１　コンサルタントの経験、能力等

（１）類似業務の経験

（２）業務実施上のバックアップ体制等

（３）その他参考となる情報

注）類似業務：持続的森林管理、流域管理、山地災害防止等に関する業務

２　業務の実施方針等

（１）業務実施の基本方針等

（２）業務実施の方法

（３）作業計画

（４）要員計画

（５）業務従事者毎の分担業務内容

（6）現地業務に必要な資機材
（7）実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
（8）その他

注1）（1）と（2）を併せた記載分量は、 30ページ以下としてください。
注2）（4）要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3　業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

（1）業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。
（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9　プロポーザルの評価」参照）　本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（ ）若手加点の対象とする。
（○）若手加点の対象としない。

（2）評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／Eco-DRR）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1）類似業務の経験：森林生態系を活用した防災・減災に係る各種業務
2）対象国又は同類似地域：マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 及び全途上国での業務の経験
3）語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4）業務主任者等としての経験
5）学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
6）特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野　森林計画】

1）類似業務の経験：森林計画制度に係る各種業務
2）対象国又は同類似地域：マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 及び全途上国での業務の経験
3）語学力：語学評価せず
4）学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
5）特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野　GIS/データベース】

1）類似業務の経験：山地災害等に関するGISシステム構築等の経験
2）対象国又は同類似地域：マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 及び全途上国での業務の経験
3）語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
4）学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
5）特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第６　競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

１　競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」＞「競争参加資格」（http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

２　プロポーザルの提出期限、提出場所等

（１）提出期限：　2017年9月29日　　１２時
（２）提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
（３）提出先・場所：
・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町５番地２５　二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構　調達部
・持参の場合
二番町センタービル１階調達部受付（調達カウンター）
（４）提出書類：プロポーザル　正１部　　写　５部
見積書　　正１部　　写　１部（次項第７参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

３　プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

（１）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
（２）提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
（３）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき
（４）競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
（５）既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
（６）虚偽の内容が記載されているとき
（７）前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第７　見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正１部と写１部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)

（各項目の（　）に○を付したものが、指示内容です。）

（　）契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

（　）航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

（1）　旅費（航空賃）
（2）　旅費（その他：戦争特約保険料）
（3）　一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
（4）　直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
（5）　その他（以下に記載の経費）

P29 5. (2) 資機材・活動リストに記載のない機材で必要だと想定される機材

注）外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
（　MKD 1 = 2.08 円 , US$1 = 110.733 円 , EUR1 = 130.097円）

第８　プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

（各項目の（　）に○を付したものが、指示内容です。）

（　）プレゼンテーションは実施しません。

（○）プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

（○）業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に１名の出席を認めます。

（　）業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に１名の出席を認めます。

（1）実施時期：１０月　５日(木)　　１５：００ ～ １７：００
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

（2）実施場所：JICA本部（麹町）　　210会議室

（3）実施方法：

1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2）プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
機材の設置に係る時間は、上記１）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

（以下、各項目の（　）に○を付したものが、指示内容です。）

（　）上記（2）の実施場所以外からの出席を認めません。

（○）海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a）電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記（1）で指定された日時です。

a）電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b）Web会議システム　(http://jica.webex.com/)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注）Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c）テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注）JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第９　プロポーザルの評価

１ プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料１「プロポーザル評価の基準」及び別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「３．業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

１）評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／Eco-DRR
森林計画
GIS/データベース

２）評価対象とする業務従事者の予定人月数

42.67 M／M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の２点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

（１）若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を１号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律３点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により１号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

（2）価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第１順位と第２順位以下との差が僅少である場合に限り、第７により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第１位の者の点数の２．５％以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大２．５点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料４「価格点の算出方法」を参照ください。

2　評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、２０１７年１０月２０日(金)　までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3　評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

（1）プロポーザルの提出者名

契約交渉順第１位の者の名称のみを公開し、第２位以下の者の名称は非公開とする。

（2）プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力
②業務の実施方針等
③業務従事予定者の経験・能力
④若手育成加点＊
⑤価格点＊
＊④、⑤は該当する場合のみ

第１０　その他

1　配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2　プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3　プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4　プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後２週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5　虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6　プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

（1）「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

（2）業務実施契約に係る様式：
同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
（URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html）

（3）規程：
同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」
（URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html）

（4）調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：
同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
（URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html）

7　密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

（1）公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア．当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。
イ．JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の３分の１以上を占めていること

（2）公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア．対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）
イ．契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高
ウ．総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合
エ．一者応札又は応募である場合はその旨

（3）JICAの役職員経験者の有無の確認日

（4）情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8　資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（　）に○を付したものが、指示内容です。）

（　）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1．本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式５（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2．本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9　案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以　上

プロポーザル評価表

マケドニア旧ユーゴスラビア共和国持続的な森林管理を通じた、生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)能力向上プロジェクト

評価項目	配点	
1．コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
（1）類似業務の経験	6.00	
（2）業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2．業務の実施方針等	(30.00)	
（1）業務実施の基本方針の的確性	12.00	
（2）業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
（3）要員計画等の妥当性	6.00	
（4）その他（実施設計・施工監理体制）		
3．業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
（1）業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
①業務主任者の経験・能力　総括／Eco-DRR	(24.00)	(9.00)
ア）類似業務の経験	9.00	4.00
イ）対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ）語学力	5.00	1.00
エ）業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ）その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(—)	(9.00)
カ）類似業務の経験	—	4.00
キ）対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク）語学力	—	1.00
ケ）業務主任者等としての経験	—	2.00
コ）その他学位、資格等	—	1.00
③体制、プレゼンテーション	(6.00)	(12.00)
サ）業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ）業務管理体制	—	6.00
（2）業務従事者の経験・能力：森林計画	(15.00)	
ア）類似業務の経験	10.00	
イ）対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ）語学力		
エ）その他学位、資格等	3.00	
（3）業務従事者の経験・能力：GIS/データベース	(15.00)	
ア）類似業務の経験	8.00	
イ）対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ）語学力	3.00	
エ）その他学位、資格等	2.00	
（4）業務従事者の経験・能力：	( )	
ア）類似業務の経験		
イ）対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ）語学力		
エ）その他学位、資格等		
（5）業務従事者の経験・能力：	( )	
ア）類似業務の経験		
イ）対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ）語学力		
エ）その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第２　業務の目的・内容に関する事項

１．プロジェクトの背景

マケドニア旧ユーゴスラビア共和国（以下、「マケドニア」という）はバルカン半島に位置し、人口 208 万人（2014 年）、面積約 2.6 万 km2（九州の約3分の2）の内陸国である。マケドニアの国土に占める森林の割合は 37%であり、うち天然林が 89%で、人工林が 11%である。バルダル川の流域が国土の 80%を占めており、国土全体の約 8 割が山岳・丘陵地帯である。国土の 96.5%が土壌浸食の過程にあるとされているなど、土壌侵食、地すべり、洪水、鉄砲水等による被害が住宅地、交通インフラ、農地等に深刻な影響を与えている。

森林の多くが山岳・丘陵地帯に位置しており、土壌保全や流域管理の観点から山地における森林生態系の維持・管理が必要となっているなか、マケドニアでは、森林火災が森林生態系に対する最も深刻な脅威の一つとなっている。1998 年からの観測で毎年 90 件以上発生している。特に、2007 年には 620 件の森林火災が起こり、国家緊急事態宣言が発令された。この事態に政府は近隣クロアチアへ要請し、ヘリコプターによる消火活動の支援も受けている。1998 年から 2015 年の被害総額では約 46 億円にもなっている。

この森林火災の被害に対応するため、マケドニア政府からの要請に基づき、JICA は「森林火災危機管理能力向上プロジェクト」を 2011 年から 14 年まで実施した。このプロジェクトでは、「危機管理センター（Crisis Management Centre: CMC）」を先方実施機関とし、マケドニア森林火災情報システム（MKFFIS:マクフィス）の整備を通じて、森林火災を中心とした災害に対応できる体制の構築を行い、防災・減災の能力強化という観点でマケドニア政府からも高く評価されている。

このような状況のもと、マケドニア政府は、これまで実施した森林火災対策プロジェクトの成果を踏まえ、森林生態系が有する多様な便益を活用しつつ、土壌侵食、地すべり、洪水等の被害を軽減することを目指し、森林生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)に関する技術協力プロジェクトを我が国に対して要請した。

なお、マケドニアにおいては、UNDP を始めとする多くのドナーが防災分野において支援を行っており、本プロジェクトは、それらのプロジェクトとも連携しつつ、森林生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)のアプローチから支援を行うものである。

２．　プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

①和名：持続的な森林管理を通じた、生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)能力向上プロジェクト

②英名：Project on Capacity Building for Ecosystem Based Disaster Risk Reduction (Eco-DRR) through Sustainable Forest Management in Macedonia

(2) 上位目標

持続可能な森林経営と相乗効果を発揮する生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）に関する対策および活動により、マケドニアにおいて、洪水、地すべり、土壌浸食、森林火災の長期的な災害リスクが軽減される。

(3) プロジェクト目標

森林生態系の多様な機能を利用し、洪水、地すべり、土壌浸食、森林火災に対する生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）のモデルが開発される。

(4) 期待される成果

成果 1. 洪水、地すべり、土壌流出、森林火災に対する防災、早期警戒および復旧に関する国家危機管理調整メカニズム[1]が、洪水、地すべり、土壌流出の新規モジュールの導入を通じた、MKFFIS の機能強化および拡張により、強化される。

成果 2. 土壌保全林、水源保全林または公共健康保全林等の森林生態系の機能による新たな保全林の区分の導入を通じて、Eco-DRR を推進するための国の森林管理および計画の能力が強化される。

成果 3. Eco-DRR に関する活動を実施する能力が Eco-DRR 技術の導入や苗木生産能力の改善を通じて強化される。

成果 4. Eco-DRR に関する政府職員の能力や Eco-DRR についての住民の認知度が向上する。

(5) 活動の概要

貸与資料の RD に添付の PDM 参照。

(6) 活動対象地域

マケドニアのスコピエ市を拠点とし、ボドノ山、ラドビシュ、スベティ・ニコレをパイロット活動サイトとする。これに加え、プロジェクト開始後にさらに 1 か所のパイロット活動サイトについて追加を検討する。

(7) 相手国関係者

①C/P 機関

危機管理センター（CMC）及び農業・森林・水経済省（Ministry of Agriculture, Forestry and Water Economy：MAFWE）が所管するマケドニア森林公社（PEMF）

②受益者

CMC、PEMF 及び国内関係機関の災害リスク減少に係わる職員

3. 業務の目的

本業務は、2017 年 8 月 10 日に CMC と合意、署名、交換された合意文書（R/D）

[1] 2005 年に制定・施行された「危機管理法」に基づいて、マケドニア政府は、「国家危機管理システム」の構築・運営を行うことを決め、そのための支援・調整を行う新たな政府機構として CMC が設立された。CMC は、国家危機管理メカニズムとしての「国家機器管理システム」の運営を通じた省庁間の調整等、地震、洪水、森林火災、干ばつ、テロリズム等のあらゆる国家的脅威の防止、早期警報、即時対処を任務としている。ここでいう「国家危機管理調整メカニズム」とは CMC を中心とした関係機関間の危機管理調整体制を指す。

に基づき、「６．業務の内容」に記載している活動の実施を通して、期待される成果やプロジェクト目標を達成に貢献することを業務の目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は「３．業務の目的」を達成するため、「５．実施方針及び留意事項」を踏まえた上で、「６．業務の内容」に記載する業務を実施し、「７．成果品等」に示す報告書等を作成する。

5. 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクトの柔軟性の確保

技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの計画や活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、PDM 及び Plan of Operation（以下 PO）に基づき、C/P とともにプロジェクト全体の進捗、成果の発現状況、課題を把握し、対応策を検討のうえ、適宜 JICA に報告を行う。JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を行う。

(2) 持続性確保のための取り組み

技術協力プロジェクトにおいては、C/P のオーナーシップを確保しながら、協働で業務を進めることが持続性確保のために重要である。コンサルタントには、C/P の自主性及び主体性を引き出しつつ、関係機関との連携も図りながら、将来的にマケドニアが自らの力で活動を実施するための仕組みを構築するとともに、その仕組みが機能するような取り組みが求められる。特に本プロジェクトの活動は、森林生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)に関する技術協力プロジェクトとして、直接の C/P である CMC や PEMF 以外にも多数の関係者が存在する。コンサルタントは、本プロジェクトの活動を実施する際、C/P が適宜関係機関と連携・調整しながら活動を進めることが重要である。

さらに、継続性及び持続性の観点から、原則として、ソフトウェアについては、「マケドニア森林火災情報システム（MKFFIS：マクフィス）」と同様に Q-GIS を含めたフリーソフトウェアを使用することで合意している。また、成果１の活動の一つである水理モデルに関しても、ライセンスフリーのモデルの活用を原則とする。プロポーザルでは、継続性や持続性の確保に十分留意するとともに、オーナーシップ強化及び関係機関との関係構築に関する具体的な取り組みを提案すること。

(3) Eco-DRR コンセプトについて

本プロジェクトの目標は、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）のモデルを開発することであり、Eco-DRR の概念について、マケドニア側と共通理解を得ることが重要になる。マケドニア側とは、Eco-DRR の基本的な考え方やアプローチについて、2017 年 3 月に JICA 地球環境部が作成したハンドブック「生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR) の実践」を基礎資料として参照することを確認

していることから、この点に十分留意した活動を行う。

(4) 利用可能なデータの制約を踏まえた活動対象の明確化

本プロジェクトでは、マケドニアにおいて水文・気象関連のデータが十分に存在しないことを考慮し、現存するデータや情報を用いて活動を進めることを基本とする。具体的には、入手可能なデータを基に、洪水、地すべり、土壌浸食に対する危険個所の特定やハザードマップの作成などを行うものの、本プロジェクトにおいては、洪水、地すべり、土壌浸食に対する早期警戒は現状として直接の活動対象とできないことをマケドニア側とも合意している。ただし、パイロットサイトに水量計を設置する等により、これらデータの不足を補完できる可能性に加え、JAXA が無償で提供している衛星全球降水マップ（GSMaP: http://sharaku.eorc.jaxa.jp/GSMaP/index_j.htm）等の無償データを積極的に利用することが期待されていることから、プロポーザルにおいても既存のデータの不足を補完するような工夫を提案すること。

(5) 他ドナーとの連携・調整

マケドニアの防災分野においては、UNDP が最も広範かつ包括的な支援を行っており、同国北西部ポロク地方における洪水リスク緩和行動計画策定や早期警戒警報システムの検討のほか、テトボでの治山ダム修繕や、ストゥルミツア（プロジェクト対象地とは別）でのハザードマップの作成、災害被害リスク評価などの支援を行っている。プロジェクト開始後に決定することになっている残り１か所のパイロットサイトとして、ポロク地方のテトボが選定された場合は、UNDP が修繕を計画している治山ダムの上流部分に本プロジェクトが植林するなどの連携の可能性がある。その他、スイス開発協力機構（Swiss Agency for Development and Cooperation)は、UNDP が策定した行動計画に従った実施部分を担当しているほか、Regional Environment Center（ハンガリーに拠点を置く環境 NGO）などが支援を行っている。

このようにマケドニアにおいては、UNDP を始めとする多くのドナーが防災分野において支援を行っていることから、これらの活動の重複を避け、補完的に相乗効果が期待できるよう調整を行う。

(6) マケドニア側の予算措置

コンサルタントは、マケドニア側が本プロジェクトの実施のために必要な予算及び人員を確保できるように、マケドニア政府の予算編成時期（予算年度は1月から 12 月である）にも留意した上で、関係機関等に対し必要な働きかけを行う。

(7) PEMF の経営改善

現在、PEMF の主たる収入は伐採した木材を燃材として販売した売り上げであ

るが、人件費等を差し引いた利益には法人税が課税されている[2]。PEMF は今後プロジェクトの実施を通じて苗木生産量を 70 万本から 200 万本に増加させ、植林規模を拡大していくことが求められる。植林事業の規模拡大に伴い増加する所要経費を確保するために、燃材売り上げの増加やコスト縮減等の経営改善をはかるのか、別途の予算措置を政府に求めるのかを含め PEMF の経営改善に向けた支援を具体的に検討すること。

(8) プロジェクト成果の政策への反映

本プロジェクトのプロジェクト目標は、Eco-DRR のモデル開発であるが、その指標は、「Eco-DRR モデルの実施に関する関係機関の責任が関係機関で合意される」及び、「6 つ以上の政府機関が、プロジェクトで更新された MKFFIS の情報に基づき、防災・減災活動を開始する」としており、マケドニア政府側にそのモデルが定着することを目指している。

このため、PDM 上の活動 2.7 にあるように、本プロジェクトで試行した結果を基に、政策や法令への提言等が期待されていることから、コンサルタントはマケドニアの森林管理政策や土地所有制度等を十分に分析の上、プロジェクトの成果が政策・制度等に組み込まれるための方策を検討し、各 C/P 機関等への具体的な働きかけを行うこと。

(9) 上位目標及びインパクトの発現に向けた取り組み

本プロジェクトの上位目標は、Eco-DRR モデルを活用し、長期的な災害リスクを軽減させることを目指している。したがって、プロジェクト目標を達成するのみならず、本プロジェクト終了後もそのインパクトを他地域へと波及するような取り組みが必要である。成果 2 で試行する森林管理計画等において、Eco-DRR の活用を明確に位置づける方策などが想定されるが、これらも含めて、上位目標達成に向けた取り組みや工夫について、プロポーザルにて提案すること。

(10) ジェンダー等への配慮

自然災害による被害の内容や度合は、男女間や年齢、障がいの有無などで違いが生じることから、プロジェクト活動を実施する際にはジェンダーや社会的弱者に対する配慮を行うこととする。マケドニア側関係機関とジェンダー及び社会的弱者に配慮した取り組みについて協議を行うとともに、プロポーザルにおいてもどのようなジェンダーや社会的弱者への配慮を行うか提案すること。

(11) 気候変動対策への適応

気候変動の影響によって、世界的に、豪雨や渇水などの極端な気象現象が増加しつつあることが指摘されている。マケドニアにおいても、鉄砲水や干ばつ

[2] PEMF は会社経営同様に、収益（収入－支出の差）に対する税金の支払いを行っている。その主な収入源は国有林からのブナ、ナラの燃材の収穫、販売。建築用材も多少ある。独立採算制で、年間の収入おおよそ３０億円、そのうち 27 億円程度が経費、また、税金支払前の収益が約３億円、税後の収益はここ数年２千万円－5 千万円で推移。

による森林火災が発生しており今後もこの状況は続くと見られる。プロジェクトにおいては、これら気候変動の影響も念頭に置いた Eco-DRR モデルの開発に留意すること。具体的には、本プロジェクトによって支援する治山技術や育苗技術なども、今後、さらにこれらの極端な気象現象が増大する可能性があることも想定して対策を検討すること。

6. 業務の内容

(1) 業務全体に関する事項

1) 業務計画書、work plan の作成

署名済 R/D 及び M/M を踏まえ、事業実施方針を明確にするとともに、関連資料・情報を収集し、それらの分析を行う。これらに基づき業務計画書(案)、work plan(案)(業務計画書を翻訳したもの)を作成し、JICA 地球環境部に説明する。JICA からのコメントを踏まえ業務計画書、work plan を最終化し、提出する。また、現地派遣後、JICA バルカン事務所に対して業務計画書を説明するとともに、合同調整委員会 (Joint Coordinating Committee : JCC) を開催し、マケドニア側に work plan を説明し、了承を得る。

2) 合同調整委員会 (JCC) 及び技術調整委員会に関する支援

M/M 及び R/D を踏まえ、プロジェクトの計画や進捗の確認等を実施する JCC について、構成やメンバーをマケドニア側に提案し、合意する。JCC は、少なくとも 1 年に 1 回開催し、各年次の活動結果の報告を行うとともに、翌年次の活動方針・計画 (案) についてもあわせて説明し、関係者の了承を得る。また、PDM の指標を決定・変更する際にも開催する。

また、合同調整委員会の下に技術調整委員会を設置する。技術調整委員会の構成やメンバーについてもマケドニア側に提案し、合意する。また委員会の開催を支援する。

3) モニタリング

本業務においては JICA が定める最新版の「技術協力等モニタリング執務要領」(貸与資料) に基づきプロジェクトのモニタリングを行う。受注者は、JICA 所定のモニタリングシートにて、C/P とともに事業モニタリングを行う。

モニタリング事項は、活動報告のみならず、成果発現状況 (上位目標への達成見込みを含む)、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗・成果に正または負の影響を及ぼす外部要素を含み、これら業務を C/P と共同で確認・記録すること。外部条件を含めた、リスクのモニタリングにも留意すること。

モニタリングシートは、「7. 成果品等」に記載されるとおり、6 か月毎に C/P 機関と協働で作成し、JICA バルカン事務所に提出する。

なお、最終のモニタリングシートは Completion Report としてプロジェクト終了 3 か月前に案を JICA に提出し、JICA の確認を経て、JCC にて最終化する。

4) 業務進捗報告書の作成

マケドニアの予算年度に合わせて、毎年12月までにC/Pと協働で業務進捗報告書を取りまとめ、JICA及びマケドニア側実施機関に提出する。なお、様式はモニタリングシートに準じ、同報告書には、次年次（マケドニアの予算年度）の活動計画につき具体的に記載した年度業務計画書（work plan）案を含むこととし、当該年度の現地での活動を開始する前までにJICA地球環境部から内容の承認を得る。同報告書は、JCC等の定期会合にて報告するものとする。

５）機材調達に係る業務

本プロジェクトでは資器材・活動リスト（貸与資料）に記載の資器材を調達予定であり、本契約に含めて調達を行う。ただし、具体的な機材調達にあたっては、再度、マケドニア側と十分にその必要性について協議の上で、仕様を決定し、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則り適切な調達及び管理等を行うこと。また、業務上必要な機材が生じた場合は、受注者はC/P及びJICAと協議の上、具体的な機材、仕様、数量等を決定し、必要に応じて契約変更のうえ、上記ガイドラインに基づき、機材を調達する。機材調達にあたってはプロジェクト終了後も先方機関で維持管理が可能なものであるかを十分確認すること。

６）プロジェクト関係者の本邦研修

本業務においては、本邦研修も実施する。コンサルタントは、事前にJICAとの協議を行い、本プロジェクトの目的及び期待する成果を踏まえた本邦研修の意義を十分理解した上で、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月版）」に基づき、研修を実施する。なお、宿泊や国内での移動手配などの研修員の「受入業務」及び「研修監理」はJICA国内機関が担当する。研修員の人数及び実施時期・期間は、2018年度から2022年度までの間に、毎年平均3名程度、2週間程度を想定している（課題別研修への上乗せ分を含む）。

７）広報活動

本プロジェクトの効果を最大限に高めるとともに、その意義、活動内容及びその成果がマケドニア及び周辺諸国、我が国の各国民に広く正しく理解されるよう、「JICA自然環境保全分野 広報ガイドライン（公開資料）」に沿った効果的な広報を行うこと。広報活動の全体方針、具体的な活動内容、使用媒体と活用方法等の戦略について、現時点で想定する内容をプロポーザルにて提案する。

８）現地での研修・能力強化活動について

本プロジェクトにおいては、作成するガイドラインやマニュアルに基づいて、研修などを通じた能力強化の活動が含まれる。研修は、それぞれの活動項目毎に、プロジェクト期間中に３回程度実施することを想定している。対象者は、研修テーマ及び内容に応じて、各回、数名から10名程度が想定されているが、詳細については、CPとも具体的に協議の上で決定する。現時点で想定する内容をプロポーザルにて提案すること。なお、研修参加者の旅費等については、先

方政府による自己負担とすることがR/D上で合意されている。

(2) 成果ごとの活動

【成果1に係る活動】

＜MKKFISの改修・拡張＞

① 既存のMKFFISの機能を改修・拡張し、洪水や地滑りおよび土砂災害のリスクに対応するための全体構想、方法論及びコンセプトを検討する。その際、マルチハザードプラットフォームとして、国家危機管理システムの関係機関間のデータ交換や情報共有としても活用されるように留意する。

② 上述の方法論やコンセプトに関して、必要な技術的資料や様式を準備し、CMCを含めたマケドニア側関係機関に対して説明し、合意する。

③ システムの改修・拡張に必要な、ハードウェア、ソフトウェア及び、その他機材を調達・供与し、インストールの支援をする。

④ MKFFISをOpenLayers 3に更新するとともに、ユーザーインターフェースを再構築する支援を行う。

⑤ 洪水や地滑りおよび土砂災害のリスクに関連する利用可能なデータを整理する。

⑥ これらデータの取り込みを含め、災害に関連した新機能や新たなGISデータベースを作成する。

⑦ 既存のシステムへの、これらの新機能の導入・統合を支援する。

＜新MKKFISの活用＞

① 洪水にさらされている箇所のシミュレーションに適した水理モデルについて検討・提案を行う。この際、ライセンスフリーの水理モデルの活用を積極的に検討すること。

② 技術調整委員会において、上述の水理モデルの活用可能性や制約等について検討をする。

③ マケドニアの防災・減災対策における、上述の水理モデルの具体的な活用を支援する。この際、実際にシミュレーション結果に基づく警報を出すか否かは、一義的には、マケドニア側政府側の判断であることに十分留意すること。

④ 成果２及び３の結果を踏まえ、スベティ・ニコレを除くパイロットサイトにおいて、地すべりまたは土壌侵食のリスクに晒されている箇所を新しいGISデータベース上にマッピングする。

⑤ これらの結果を踏まえて、パイロットサイトの1か所において、地域住民が周囲の危険を認知するためのハザードマップを作成する。

⑥ 洪水、地すべり、土壌侵食に対する既存の被害アセスメント方法（アナログ方式）をレビューする。

⑦ 上述の被害アセスメント方法を、新MKKFISを用いたデジタル方式に更新するための検討及び支援を行う。

＜新MKKFISに関する能力強化＞

① MKFFISの新機能およびモジュールに関して、操作マニュアルを作成する。

② 操作マニュアルを活用し、CMC、PEMF および関係機関から選出されたスタッフに対する能力強化研修を実施する。

【成果 2 に係る活動】
＜森林管理計画の改善＞
① 既存の森林計画制度及び保全林制度のレビューを行う。
② 水源涵養保全林など、森林生態系の機能に基づく保全林区分を検討する。
③ ボドノ山及びラドビシュにおける森林管理ユニット（Forest Management Unit: FMU）群において、洪水、地すべり、土壌流出に対して、パイロットサイトとして適当な FMU をそれぞれ 1 つ特定する。
④ パイロットサイトにおいて、新たな保全林区分の適用を試行する。
⑤ これら FMU において、潜在的に危険な箇所を同定する方策を検討する。この際、ドローンや衛星写真等を用いて、マケドニア側が継続的に活用可能な新規技術の導入を積極的に検討する。
⑥ 上述の活動に基づき、それらの危険情報を調査し、地理情報として新 MKFFIS に統合する。
⑦ 以上の活動に基づき、保全林の新規区分やそのコーディングシステムを取り纏める。
⑧ さらに、生態系評価や土地所有の情報を用いて、対象 FMU における森林管理計画を策定し、それらの情報を MKFFIS に統合する。
⑨ 追加 1 か所の FMU の選定を支援し、同様のマッピング等を行う。
⑩ 以上の活動を基に、危険地域や既に被害を受けた地域における、主に植林による中長期的な森林回復計画の検討を行う。

＜能力強化及び制度化＞
① 上記の活動に基づき、森林管理計画や森林回復計画を策定するためのガイドラインや研修マニュアルを開発する。
② 研修マニュアルに基づいて、森林管理計画の作成に従事する PEMF 職員に対して研修を行う。
③ 上記のパイロット活動の結果に基づき、新規保全林区分の導入などに関して、必要な法的規制の修正や適用について検討・提言する。

【成果 3 に係る活動】
＜治山技術＞
① パイロットサイト 3 か所内において、Eco-DRR に関連する治山技術を適用する活動区域を選定する。
② 上述の活動区域において、植栽工を含む山腹工や治山ダム等の渓間工など、具体的な治山工法について検討する。
③ 上述の治山工法に関して、その施工に関する実施体制（PEMF や現地業者との役割分担など）について検討を行う。
④ パイロットサイト内の地域住民への動機付け及び参加を促す方策について検討を行う。

⑤ 以上に基づき、治山技術に関する現場活動を実施する。

＜育苗技術＞
① スベティ・ニコレの苗畑施設職員を含めた PEMF 職員とともに、現状の苗木生産に関する課題、技術、能力のレビューを行う。
② 上述の森林管理計画や森林回復計画に基づき、将来的に必要とされる苗木生産ニーズについての計画作りを支援する。
③ PEMF 以外の苗木需要を含め、国内全体の苗木生産のニーズの把握を支援する。
④ 上述のニーズに基づき、必要とされる苗畑施設の改善案を検討する。
⑤ 育苗施設の改善に必要な資機材の導入を支援する。
⑥ 育苗及び植栽に関する技術指導を行う。

＜治山以外の Eco-DRR＞
① 上記の 3 か所における治山技術に加えて、防風林を含めて、災害/被害に対して効果のある森林の機能を利用する方法について検討を行う。
⑥ 上述の検討を踏まえて、防風林に関する試行活動をスベティ・ニコレ周辺において実施する。
⑦ その結果の取り纏めを支援する。

＜モニタリング手法＞
⑧ Eco-DRR のための治山技術の効果を定量的に評価するモニタリング方法、体制等について検討を行う。
⑨ モニタリング計画の策定を支援する。
⑩ ベースライン調査、定期モニタリング等の実施を支援する。
⑪ モニタリング結果の分析方法について支援する。

＜能力強化＞
① 上述の Eco-DRR の治山技術（植栽工を含む山腹工や治山ダム等の渓間工など）について、パイロットサイトにおける活動に基づいて、ガイドライン及び研修マニュアルの策定を支援する。これには、防風林やモニタリング手法に関するものが含まれることが想定される。
② スベティ・ニコレでの活動に基づいて、育苗技術や育苗計画についてのガイドライン及び研修マニュアルの開発を支援する。
③ 治山技術や育苗技術の強化及び普及のため、上記のマニュアル、ガイドラインを用いて PEMF 職員に対する能力強化を実施する。

【成果 4 に係る活動】
① 政府職員、公的機関及びその他の関係者へ Eco-DRR のコンセプトを普及するためのパンフレット等の資料を検討し、それら資料の作成を支援する。
② Eco-DRR の重要性と必要性に関する啓発キャンペーンの企画・実施を支援する。

③ 成果１において作成したハザードマップを地域社会に普及するための方策を検討する。
④ 成果１、２および３のパイロット活動の結果や成果を整理し、プロジェクトで開発したEco-DRRモデルの取りまとめを支援する。
⑤ Eco-DRRのコンセプトを政府関係職員への認知に繋げるためのワークショップの実施を支援する。
⑥ マケドニア国内及び国外（バルカン半島諸国を対象）にプロジェクトの結果を普及するためのセミナーの開催を支援する（回数としては、PO に記載の通り、国内で１回、国外で１回を想定し、各回100人程度の規模とする）。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、⑤業務完了報告書とする。

報告書等の名称	部数・言語等	提出時期
①業務計画書	和文2部、電子データ	契約締結後10日以内
②work plan	英文6部、電子データ	初回現地業務開始時
③モニタリングシート	英文の電子データのみ	・Ver. 1：現地派遣後（1か月以内）以降、6カ月ごとに提出 ・最終のモニタリングシートは、Completion Report としてプロジェクト終了 3 か月前に提出し、JICAの確認を経て、JCCにおいて最終化する
④業務進捗報告書	和文2部、英文10部、電子データ	毎年12月
⑤業務完了報告書	和文3部 英文10部 CD-R（和文・英文）3部	2022年9月
⑥広報関連資料	「JICA自然環境保全分野 広報ガイドライン」を参照	

⑤業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする（③モニタリングシートは、電子データのみで可）。報告書等の印刷、電子化（ＣＤ－Ｒ）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAと受注コンサルタントで協議、確認する。

① 業務計画書
共通仕様書第６条に従って作成。
② インセプションレポート
項目は上記１）業務計画書に同じ。付属資料として R/D、ミニッツ等を添付する。

③ モニタリングシート
「技術協力等モニタリング執務要領」に従って作成する。特記すべき事項があれば別紙を添付。また当該モニタリング期間に作成した「（２）技術協力成果品」の成果品があればそれらも添付。

④ 業務進捗報告書
様式、項目は上記③モニタリングシートに準じて作成。対象期間はマケドニアの当該年度（1 月～12 月）とする。また、次年度の計画案も添付する。

⑤ 業務完了報告書
「技術協力等モニタリング執務要領」に従って作成する。特記すべき事項があれば別紙を添付。また直近のモニタリングシートもしくは業務進捗報告書提出以降に作成された「（２）技術協力成果品」の成果品があればそれらも添付。

⑥ 広報関連資料
「JICA 自然環境保全分野 広報ガイドライン（公開資料）」に沿って作成する。

(2) 技術協力成果品
以下の成果品をモニタリングシート、もしくは、業務進捗報告書、業務完了報告書に添付し、電子データとともに提出する（下記成果品作成後に提出される報告書等に添付）。下記成果品については、英文で作成し、和文の要約を添付する。

① 新 MKKFIS に関するガイドライン及び操作マニュアル
② 森林管理計画（森林回復計画を含む）策定に関するガイドライン及び研修マニュアル
③ 治山技術に関するガイドライン及び研修マニュアル
④ 育苗技術に関するガイドライン及び研修マニュアル
⑤ ハザードマップを含む啓発マテリアル

(3) コンサルタント業務従事月報
受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第７条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して翌月の上旬に JICA（地球環境部及びバルカン事務所）に提出する。冒頭には活動進捗状況が一読してわかるよう要約をつけると

ともに、各月の調査進捗状況が一読してわかるように努めること。
また、別途定める「自然環境保全分野における広報ガイドライン」に沿った内容とするよう留意すること。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題（A4、数ページ程度）
② 活動に関する写真（A4、1 ページ程度）
③ 業務フローチャート（A3、1 ページ程度）

(4) 報告書作成の仕様

報告書の仕様（印刷・製本及び電子化の仕様）は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照し、業務完了報告書以外は簡易製本（ホッチキス止めでも可）とする。

(5) 報告書作成にあたっての留意点

1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じ図や表を活用する。また、英文等の外国語についてもネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、専門用語も含めて適切、かつ読みやすいものとする。報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記する。また、報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
2) 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日及び略語表を目次の次の頁に記載する。
3) 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるよう工夫を施す。

第３　業務実施上の条件

１．業務工程計画

2017 年 11 月～2022 年 11 月の 5 年間の予定で業務を行う。なお、契約期間の区分けについては想定していないが、コンサルタントが適切と考える契約期間等があればプロポーザルにて理由とあわせて提案することを可とする。

２．　業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 調査人月：全体 100.17MM

(2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成分野は以下を想定している。プロジェクト活動のモニタリング等の観点から、コンサルタント不在期間が短くなるような調整・対応が望ましい。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これを超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

(1) 総括/Eco-DRR （１号）
(2) 森林計画 （３号）
(3) 治山技術
(4) GIS/データベース（３号）
(5) GIS/リモートセンシング
(6) 水文
(7) 防災・減災
(8) 業務調整/住民啓発

３．　対象国の便宜供与

CMC は、オフィススペースの貸与を行う。また、必要に応じて、PEMF においてもオフィススペース提供が可能である。その他については、M/M 及び R/D を参照のこと。

４．参考資料等

（１）公開資料（JICA Web サイトより入手可）

・森林等生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)情報収集・確認調査ファイナル・レポート

http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=5&method=detail&bibId=1000031704

http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=1&method=detail&bibId=1000031705

・マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 森林火災危機管理能力向上プロジェクト終了時評価調査報告書：
http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=2&method=detail&bibId=1000023069

・JICA 自然環境保全分野 広報ガイドライン
http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1301.nsf/cfe2928f2c56e150492571c7002a982c/c2907f301ebca2324925812a0011e3ca?OpenDocument

（２）貸与資料
下記資料はJICA地球環境部自然環境第二チーム（Tel：03-5226-9538）にて貸与します。
・詳細計画策定調査結果
・事業事前評価表
・要請書
・先方政府との合意文書（M/M、R/D）
・ハンドブック「生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)」
・技術協力等モニタリング執務要領
・資機材・活動リスト

（３）配布資料
・規程(情)第 14 号 情報セキュリティ管理規程(20170403)
・細則(情)第 11 号 情報セキュリティ管理細則(20170403)

５．　経費の見積について
（１）現地再委託
下記の活動実施部分については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・ＮＧＯ等に再委託して実施することを認める。これらについては、現時点では現地の状況や既存情報について不明な点が多いため、調査範囲、調査項目・方法を特定することが困難であるが、コンサルタントは可能な範囲にて、現時点で想定しうる調査内容についてプロポーザルにて提案のうえ、目安金額を本見積もりに含めること。

①治山工事：目安金額 90,000 千円
②水文調査・モニタリング：目安金額 15,000 千円
③啓発マテリアル作成：目安金額 2,000 千円
④社会・経済調査：目安金額 3,000 千円

また、上述の 4 点以外に再委託が必要な項目があればプロポーザルにて、見積もりも含めて、提案すること（本見積もりに含める）。

現地再委託については具体的な委託内容・金額の目途が立った時点で必要に応じて契約を見直すこととする。現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017年4月版）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこととする。

（２）機材調達

本業務においては、「第２　業務の目的・内容に関する事項　６（２）５）に記載の通り、資機材・活動リスト（貸与資料）に記載の機材を契約に含めて調達予定であり、本機材調達分として本見積もりに 50,000 千円を計上すること。ただし、これら以外に、現時点で必要な機材が想定される場合は、プロポーザルにて提案すること。この場合は別見積もりにて見積もりを提出すること。

（３）通訳の傭上

必要に応じ現地でのマケドニア語通訳の傭上を認める（本見積に含めること）。

（４）プロジェクト関係者の本邦研修

本邦研修に係る経費については 1,000 千円／年×５年分を見積もりに計上すること。

６．安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、現地JICA 拠点や日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同拠点と常時連絡が取れると体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

７．不正腐敗の防止

「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談するものとする。

８．その他特記すべき事項

マケドニアには、JICA 在外事務所は無く、セルビアにあるJICA バルカン事務所が所管している。なお、マケドニアには、JICA 在外専門調整員（マケドニア人を）が配置されおり、JICA バルカン事務所との連絡調整等の支援が可能である。

以上